

仕 様 書

1 業 務 名 令6年度白髪岳二ホンジカ行動状況把握調査委託業務

2 履行場所 熊本南部森林管理署管内 白髪岳生物群集保護林及びその周辺区域

3 委託目的

本業務では、二ホンジカの生息密度が高く、植生被害が著しく裸地の発生・進行も見られる白髪岳生物群集保護林及びその周辺区域において、頂上尾根部及び西側斜面とその周辺におけるシカの行動生態を把握することにより、効果的なシカ被害対策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

本業務では、業務の履行期間中のGPS測位データ（一定の期間・測位間隔）を収集することにより、移動様式や土地利用の季節変動、行動区域の変化などの有無等を把握するとともに、白髪岳地域におけるシカの行動実態について分析を行うものである。

4 業務の履行期間

契約日から令和7年3月21日まで

ただし、6(2)イに掲げるデータの収集については、令和7年3月14日（金）までに行うものとする。

5 業務対象区域

本業務の対象区域は、熊本県球磨郡あさぎり町に位置する白髪岳生物群集保護林及びその周辺とし、猪の子伏林道の近くでGPS首輪を装着・放獣した二ホンジカの行動生態に係るデータを収集できる区域とする。

6 業務内容等

業務内容等は以下に示すものとし、記載のない事項については、本業務の監督職員の指示に従うものとする。

(1) 業務工程表等の作成

受託者は業務の実施にあたり、監督職員に業務工程表とともに、実施体制・人員配置等を記載した実施計画書を提出し承認を得るものとする。

なお、実施体制に係る人員については、本業務に必要とする専門性、技術及び経験等を勘案して配置されるものとする。

(2) GPS回収装置によるデータの測位回収等

ア GPS回収装置の貸与等

GPS首輪発信機からのデータの測位回収等については、発注者より貸与を受けた機器により受信し行うものとする。

なお、GPS首輪発信機本体は、Vectronic Aerospace GmbH社（以下、Vectronicとする。）製GPS首輪Vertexに、(株)サーキットデザイン社製WHF電波発信機LT-01が取り付けられたものとなっている。

また、長期間にわたるGPS測位データを蓄積できるよう、バッテリー消費を抑えながら有効なデータ数を取得することが必要なため、測位間隔は2時間とし、装着から約2年後に脱落するよう設定されている。

イ GPS首輪発信機装着個体の行動データの測位回収・回数

本業務におけるGPS首輪発信機から発するデータの受信等の動物位置情報システムの利用については、別途、発注者が株式会社サーキットデザインとの間において契約を締結したシステムを利用するものとする。

また、蓄積データの測位回収については、上記システムを使って一定間隔のもと、月2回回収するものとする。

ウ GPS 首輪発信機装着個体が捕獲された場合の対応

指定管理鳥獣捕獲等事業などにより GPS 装着個体が捕獲される可能性もある。GPS 首輪装着個体については、首輪に令和 5 年度の捕獲等事業者の受託者名、発注者名（九州森林管理局計画課）及びそれぞれの連絡先（電話番号）を明記した情報ラベルを貼付している。

これらのことから、GPS 首輪装着個体が捕獲された場合の放獣などの対応について、捕獲等事業者に対し、事前に、捕獲個体の状態に応じた対応内容について監督職員の指示に従い確実に依頼等を行うものとする。

(3) 移動様式等に関する整理・分析

回収したデータを整理し、次に掲げる分析などを行い、考察を行うものとする。

- ア 最外郭法及び固定カーネル法によるシカの行動域の分析
- イ 月別、時間帯別の行動域の分析
- ウ 植生、標高、傾斜方位などの行動様態に関する分析

7 成果物の提出

受託者は、業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 21 日

(2) 提出先

九州森林管理局 計画課

(3) 成果物

ア 調査報告書（冊子体）15 部（A 4 版）

業務目的、調査内容、調査結果、分析結果、基礎調査データ、現地調査データ、写真等について、公表を前提として取りまとめる。

イ アの電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を 2 部作成

(4) 成果物の作成等に係る留意事項

調査の実施及び成果物等の作成に当たっては、令和 5 年 12 月閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

8 環境負荷低減への取組

受託者（受注者/請負者）は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

9 その他

(1) 本業務の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続を行うものとする。

(2) 受託者は、別添「委託業務における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託業務に係る人件費を算出すること。そして、委託業務計画書及び委託業務実績報告書の提出の際は、別表として人件費明細書を作成し、併せて提出すること。また、直接作業時間を確認することができる書類等を整備すること。

(3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載の無い事由が生じたときについては、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。なお、本仕様書により難しい事由には、現地調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。

(4) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本事業の実施により得られたデータ及び成果物等を公開あるいは他の業務に利用してはならない。